

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
インドネシア	インドネシア共和国政府に対する贈与に關する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発局に係る計画等を実施するために必要な荷政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	600,000千円 -----	2019.5.24 ジャカル タで (同日)	日本側 石井正文在インドネシア大使 インドネシア側 デスラ・アフルチャヤ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	2019.6.5 28号
インドネシア	防災情報システム強化計画のための贈与に關する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	防災情報システム強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,989,000千円 2023.6.30まで	2019.5.24 ジャカル タで (同日)	日本側 石井正文在インドネシア大使 インドネシア側 デスラ・アフルチャヤ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	2019.6.5 29号
インドネシア	中部スラウェシ州パル第四種再建計画のための贈与に關する日本国政府とインドネシア共和国との間の交換公文	中部スラウェシ州パル第四種再建計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,500,000千円 2023.5.31まで	2019.5.24 ジャカル タで (同日)	日本側 石井正文在インドネシア大使 インドネシア側 デスラ・アフルチャヤ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	2019.6.5 30号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。